

見積合せの執行について

1 本案件は、「東豊線乗務庁舎エレベーター保守業務（日本エレベーター製造製）」のうち、最初に単価契約部分を除く総価部分について、総価にて開披を行います。

2 総価部分において、予定価格の範囲内で最も金額の低かった事業者とのみ、「東豊線乗務庁舎エレベーター保守業務（日本エレベーター製造製）」に係る以下の単価についての随意契約（※事前に提出していただいた見積書の開披）を行います。

※総価契約部分の見積書のほか、単価契約部分の見積書についても、提出期限（令和8年2月25日（水）16時00分）までに提出願います。

※単価契約部分に係る見積書は、当該案件の総価契約部分の見積に参加される全ての事業者の方に提出していただきますが、総価契約部分の決定事業者の見積書のみ、開披を行います。

【単価契約対象】

- ・「特注費 日中（1時間当たり）」
- ・「特注費 夜間（1時間当たり）」

3 単価契約の金額の記載について

見積は、総価で行います。仕様書等に示した業務内容ごとの予定数量と単価の積を合計した金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が予定価格の制限の範囲内であることをもって契約の相手方として決定するので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。